

◇ 国 子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議開催(平成26年1月15日)について◇

◇ 1月15日 子ども・子育て会議(第11回)、基準検討部会(第12回)合同会議が9:30~12:30頃まで開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)保育の必要性の認定について (2)公定価格・利用者負担について (3)その他

〈ポイント〉

- 「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」が提案され「保育の必要量について」は、とりまとめがなされた。
- 「公定価格について」協議が行われた
- 「子ども・子育て支援新制度」シンボルマークが紹介された。

※以下敬称略

・無藤部会長の進行により、はじめに事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告された。併せて議事進行について説明された。

(1) 保育の必要性の認定について

・事務局より資料1-1「保育の必要性の認定について」、とくに資料1-2「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」(下記)について読み上げられた上で協議が行われた。

〈委員の主な意見概要〉

○簡潔な附帯意見を付けて頂いたと思う。現在の時点ではこれ以上のことは言えないと思う。ただ、全体として保育の必要性の認定については家事労働、子育てという尊い仕事を軽視していると言えない。そういう方々に対する支援を軽視している。それから最大で利用可能な時間について、保育標準時間は11時間までは利用可能、保育短時間については8時間までは利用可能となっているが延長保育のみ出した部分についてご説明をお願いしたい。また保育を利用する場合の手順について、「公立保育所は施設の設置者が市町村」ということについてご説明をお願いしたい。

ただ今読み上げて頂いた附帯意見を市町村に徹底して頂いて、決して超長時間保育を容認していくものではないことを説明して頂きたい。

○幼稚園を利用している多くの親が3歳までは家庭で子育てをしたいと思っているので、そういう方々に何等かの明かりが照らされる施策をお願いしたい。

○附帯意見に賛成。親の立場から言えば多様な利用形態が提供される。その情報が提供されることが重要。また父親も子育てに参加できるということでは労働法制の改正も必要なことであり、そうした点をぜひ厚生労働省にも進めて頂きたい。

○自治体としても、この対応方針のとりまとめだけでなく今回附帯意見というとりまとめをされたことについてはとても重いことである。国においても更なる財源の確保もお願いしていかなければならない。この形で早期にとりまとめがなされたら良いと思う。

○専業主婦として子どもを育てている私たちには何らかの施策はないのかと不安になる。今後より良いサポートをお願いしたい。

(事務局説明概要) 保育標準時間11時間を超えたもの、保育短時間8時間を超えたものは延長保育として対応するということであり、延長保育については地域子ども・子育て支援事業の延長保育をさしているもの。私立保育所については、あくまで保護者と契約するのは市町村ということで保育料は市町村に支払うことになっている。それに対して、公立保育所については、施設の設置者が市町村ということであり、結果的には保護者と市町村が契約するということであり、結果的に同じ形になるということ。

(会長)とりまとめについてよろしいか。(異議なしの声)

(武川・内閣府政策統括官)本会から頂いたご主旨に基づいてしっかりと取り組んでまいりたい。

(案)

保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見

平成 26 年 1 月 15 日

子ども・子育て会議

政府は、子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定に関する基準案を対応方針案に基づいて策定し、実施するに当たっては、以下の点に留意すること。

- 子育ての第一義的責任は保護者が有するものであり、保育も含めた子ども・子育て支援は、単なる保護者の育児の肩代わりではなく、保護者が自己肯定感を持ちながら子育ての責任を果たし、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援することにより、子どもの健やかな成長を実現し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指していくものである。このような観点を踏まえ、新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することが制度の趣旨であることにかんがみ、保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- 保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るためには、保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実のみならず、「働き方の改革」による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の双方を、いわば車の両輪として、早期に実現していくことが必要であり、柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。 以上

(2) 公定価格・利用負担について

・事務局より資料 2「公定価格・利用者負担の主な論点について」説明が行われ協議が行われた。当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員) 公定価格の設定にあたっての基本的考え方についてはより一層質の高い幼児教育・保育が保障されることが必要であり、積み上げ方式を基本として各項目の積算根拠が明確に示され、基本額において事業体により差がないしくみとして頂きたい、民改費については今後どのように取り扱われていくのか伺いたい。

＜委員の主な意見概要＞

- 先ほどの附帯意見に「多様な提供手段が選択肢として確保される」とあったが、それは各施設がどの子どもたちにも公平に提供されることが重要であろうと考えている。個別費目が包括かという際に基本的に子どもに見えている部分については個別費目の積み上げであるべきと思う。事業費の教材費についても包括的では質が下がることが危惧されるので個別費目の積み上げにして頂いて基本的には例 3 のような組み合わせになるのではないかと。またキャリアアップも必要であり、そのための研修も必要。処遇改善に伴うキャリアアップの方向性を考えて頂きたい、一方、研修ということでは公立幼稚園は義務付けされている中で保育所等についても介護と同様にキャリアアップのしくみを入れて頂き、キャリアパスのしくみを入れて頂くこと。一方幼稚園の教員についても民改費のようなこのキャリアパスのしくみを入れて頂くことが大事。保育所、幼稚園、認定こども園について障害児の受け入れ促進と保育所等訪問支援が挙げられていることは重要。研修と同時にそれを支援していく行政の体制が必要。キャリアアップ、園の組織体制を充実するための組織力を挙げていく園長をバックアップする職員体制等公定価格の裏付けが必要。すべての子どもに質の高い教育・保育が受けられるという点で、利用者負担の階層区分については長期的に見た際も、教育標準時間と保育認定を受けた子どもの利用者利用料を一本化していく必要がある。
- 3 歳児以上は専任の職員を配置した上で手厚い配置をお願いしたい。またどのような施設であっても研修を受け質の向上ができるようにして頂きたい。幼稚園においてキャリアアップするしくみも進みつつあるがこうしたしくみが必要。
- 附帯意見の「多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること」は重要。全体像の中で予算概算を出して頂き、優先順位を決めて早めに議論をしていくことが必要。
- 現在でも 3 歳児についての職員配置が課題であり、少人数化の方向に合わせてお願いしたい。また必要な職員を配置できる公定価格の設定をお願いしたい。大都市や過疎地域等の地域の実情に合わ

せた上で、すべての地域において職員処遇が上がるのが大事である。第三者評価について、実施率が低いので評価にかかる費用も考えて頂きたい。各種加算についてアレルギー児、発達支援を必要とする児童、被虐待児等様々な配慮を必要とする子どもも多くこうした点に対応できる専門職員を配置できるようにして頂きたい。認定こども園の地域の子育て支援の推進を図るためにも今後、公定価格に反映されるようにして頂きたい。

- 企業の従業員の子どものための事業所内保育所の実情に応じた配慮をお願いしたい。どの程度コストがかかっているのか地域別、事業主体別の公定価格の設定をお願いしたい。保育所と同等の支援をお願いしたい。
- 質の向上、福祉的視点、保護者支援という視点から述べたい。第一点はやはり研修関係支援についてしっかり公定価格に設定して頂きたい。キャリアパスについては社会的養護の関連では既に基幹的職員を養成しそこに加算をする等がなされているのでそうした点も参考にしたい。保育に直接関わらない事務的な経費をできる限りみていく必要がある。全体的に優先を付けて改善して頂きたい。教育・保育施設、地域型保育事業以外の児童の施設についても待遇向上をお願いしたい。第三者評価について、評価機関が減っていることから受審を促進するしくみを導入することが必要。加算関係について、福祉的な視点を評価するという点で例えば社会福祉法人立の施設であれば先駆的に地域の社会福祉に貢献していくことがミッションであり、そうしたソーシャルワーカー等を配置できるようにして頂きたい。障害児支援についてはそれぞれの施策を統一していくことと、対象を拡充していく必要がある。現在検討している保育要領を公定価格に反映されるようにしていくことが大事。例えば幼保連携型認定こども園保育要領に基づいて保育の質の向上に取り組む所に対して加算をしていく等ご検討頂きたい。
- 対象になる費目を一定程度評価して、まずは積み上げ的に設定することが必要。地域区分の設定については、差別的な1級、2級等の呼称ではなく〇/100地域等にして頂くことは評価される。またあまり細かい区分ではなく一つの圏域で三つ程度の区分が望ましいのではないかと。3年程度の定期的見直しが適当ではないかと。職員配置については、国会での附帯決議等で3歳児の改善等が挙げられている。併せて1歳児の職員配置改善や看護師の配置改善等加算措置のしくみが必要。保育所、幼稚園、認定こども園等事務職員の配置も必要。キャリアアップについては、安心こども基金を活用した処遇改善事業に各自治体が行っているが、民改費の改善をはじめ処遇を改善して安心して長く、持続可能な職員体制の在り方が望まれる。基礎自治体としては新制度を機に障害児の受け入れを促進していく必要がある。地域型保育事業として受け入れを促進する場合は財源も検討する必要がある。保育関係の充実のために配慮ある子どもに対して加算措置をしてきた自治体の実情に即して改善して頂きたい。所得階層区分については、移行をスムーズにする意味では有効だが、できる限り一本化していく必要がある。3歳以上、3歳未満に分けられているが3千円程度しか差がない。実際にかかる費用からより適正な設定が求められる。適正な制度を持続可能にしていくためにも優先順位を決めて適正化をはかりきめ細かな設定が必要。
- 質の改善を行うお金があるのか疑問。例えば保育園、幼稚園の保育士の処遇を8千円改善するだけで年間約500億円かかる。質の改善に3千億円、その半分を処遇改善に使ったとしても2万4千円の向上になるが、それだけで質の向上に繋がるかと考えるとなかなか難しいのではないかと。様々な質の改善を考えた際あらためて原資が足りないのではないかと。今回の附帯意見のように、1兆円で行うということがどこに行ったのかということを書いていく必要があり、消費税をアップすることにより子どものために使おうということを世論に協力を呼びかけていく必要がある。
- 消えた3千億にならないように紙を出すのであれば出して頂きたい。
- 消費税でねん出される7千億円のみなのか、3千億円をプラスした中で私たちは考えていくのかお応え頂きたい。
- 給付費の比較や実態等に合わせたという点から積み上げ方式を基本とした設定が望ましい。保育に直接かかわっている時間が多い中で認定の時間だけでなく、研修がしっかりできる形で保育士、保育教諭の処遇を考えて頂きたい。3歳児の職員配置の改善は必要だが、1歳児の職員配置の改善についても必要。新制度によって現在保育所で0～2歳児で20%程の受け入れをしている状況が40%程度に増えるのではないかととも言われている中で、発達の大きい1歳児についても大きな問題であり、とくに看護師、栄養士の配置も含めて検討して頂きたい。キャリアアップのしくみについては保育所以外の児童福祉施設は14年以上も設定していることも参考に考えて頂きたい。保育所の改築期も増

えて来ることを踏まえ現在の施設整備費が残るようにして頂きたい。7千億の中で優先順位を付けて考えていくことは理解されるが、障害児や虐待を受けた子どもに対する支援を考えた際も7千億では難しいのではないかと。将来に禍根を残さないようにしていく必要がある。

- 現行保育所は配置基準プラス施設加算という構造であるが、保育の必要量に対応できる配置基準プラスとして基本額にしっかり位置づけて頂きたい。3歳児について見直していくこともできるだけ早く決めて改善をして頂きたい。保育の必要量に応じて人の配置をぜひ個別費目の積み上げ方式の中で、事業費、管理費についてもそのように説明ができ、見えるようにして頂きたい。地域型保育給付の小規模保育に「6～12人、13～19人のように」二区分を設けることは賛成。利用者負担については実費以外の上乗せ徴収については、特定の法人格のみ可能というのは社会的な理解は得られないと思う。この点については反対。
- 保育の質の向上のためには保育士の処遇改善が必要。保育士不足に対しても人件費がメインになる個別費目の積み上げが重要。併せて事業費、管理費についても重要でありそうした意味では例1を考える。障害児の受け入れについては加配の措置が必要。財源確保をしっかりした上で利用者の負担を軽減すべき。上乗せを認める際は上限を設定し、低所得者に対する配慮が必要。
- 新幼保連携型認定こども園については丁寧に考えていく必要がある。地方と都心における保育士不足の理由はかなり違うのではないかととも思い全国的な標準的な設定が必要なのではないかと。障害児についてももっと丁寧な視点の中で検討していく必要がある。地方においても、5年、10年先に素晴らしい保育士がいるようにしていくことが必要であり、給与等の改善も必要。
- 教員の給与について、私立幼稚園が低い中で、民間保育所については委託費を支給するという説明があった。もう一度伺いたい。公定価格の中で施設に対する給付と利用者にたいする給付は6:4と考えると良いのか。学校教育では「サービス」という言葉は聞きなれない中で、今後大学まで含めてサービスということになるのか。施設型給付は子どもための個人給付であり、認定区分が設けられているが、子どもにとっての公平性の立場とそれぞれの家庭に対する合理的な差があるのは理解されるがバランスについては配慮が必要。幼稚園には開所時間という考え方がない中で、預かり保育を含めた開所時間の考え方があるべき。保育時間、開所時間、利用時間、保育必要量の関係について伺いたい。職員配置については、現状を踏まえた上で教育の質を考慮して頂きたい。私立幼稚園が負う事務負担を本来は市町村が負うのが明確なのではないか。幼稚園の預かり保育についても看護師、栄養士の配置は必要なのではないかと。給食費は幼・保とも元来、上乗せ徴収対象であったと思うが1号子どもへの食事の提供も対象にして頂きたい。幼稚園はもともと施設整備を自前の資金で行ってきたので、減価償却ということであれば、自前の資金で行ってきた施設への配慮も必要。利用者負担については大原則として幼稚園、保育所、公立・私立について公平性が確保されることが必要。6から8区分を一括することには疑問。高額所得の世帯の費用負担は国民の理解を得られない低額負担になるのではないかと。
- 定員規模については、小規模の園でも経営できる水準にして頂きたい。処遇改善については、保育所と同様のしくみを設けて頂き、幼・保共に処遇改善をお願いしたい。障害児の受け入れをした際には、財政措置をお願いしたい。
- 障害児の受け入れについては、どの程度を考えて一般財源化をしたのか。実際に措置される実態には差があり、そうした実態を踏まえて改善をして頂きたい。食育を配慮する中でアレルギー児の対応も増えているので、栄養士等専門職の配置をお願いしたい。地域区分については、合理性のないような設定は見直して頂きたい。第三者評価については、都内での補助制度のある受審率の高さを考えた際も補助が必要である。幼保連携型認定こども園と認可保育所についてはインセンティブを設けるべきではなく加配分について措置をすべき。基本的には減価償却の制度にすべき。施設整備費を残すのであれば、イコールフットINGの視点が必要。
- 障害や貧困、格差を乗り越えていける制度が必要。働き方の見直しが必要な点であり、保護者が父親も含めて自己肯定感を持つことが必要であり、多子軽減についてもしっかりとしていくことが必要。
- 人件費については、積み上げ方式、事業費、管理費については実態調査を考慮した考え方という例3で論点を整理する必要がある。自治体としては地域区分の在り方がネックであり、見直しが必要ではないかと。障害児の受け入れについては実態を踏まえてすべての市町村が責任を持って支援の持続可能な制度にすべき。財源確保についてよろしくお願いしたい。

(事務局説明概要) 民改費については、現行保育制度上では公私間の格差是正だけでなく法人における定昇財源の確保として職員の定着や勤続年数の増加に対応しているしくみであり、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数といった要素を公定価格に反映させるしくみが必要ではないか。民改費が現状で働いている効果のしくみを考えた上で設定される必要があるのではないか。私立保育所に対する委託費については関連3法の国会での修正の結果、支援法の第6条附則により委託費として支払うこととなったが、この場合にも第27条第3項に基づいて算定した費用の額を支払うこととなった。なお、応諾義務、運営基準の順守も等しく義務づけられることになった。公定価格の公費負担、利用者負担について、平成25年度の予算ベースでの大まかな試算では、幼稚園(3~5歳児)では公私立の公費負担は3千7百億円、保護者負担3千5百億円程。保育所(0~5歳児)では公費負担1兆2千100億円、保護者負担8千5百億円程度の状況。「サービスに要する平均的な費用」については、介護保険を例として「サービス」としてあげており、教育・保育という子育てに関してはこうした記述は用いない方向で資料を作成している。障害児の一般財源化については、当初特別児童扶養手当の支給対象程度の児童を対象にしているがその後平成19年度軽度障害児にまで対象を広げており、特別な支援を必要とする子どもを各自自治体において判断して頂くということになっている。

- ・この会議は法律上は内閣総理大臣が定めることにしておりこの会議の意見を聴かなければならないとしている。最終的には政府の責任であるが、公定価格の基準については予算とセットであり、予算編成の際に政府が責任を持って決定するという。当然プロセスとしてこの会議の意見を聴くということで十二分に参考にすることになっている。

(統括官) 消費税による7億円と、それ以外に国会での附帯決議、社会保障制度改革国民会議報告、少子化社会対策会議決定等で3千億円が必要と記述されているが、まずは7千億を念頭に審議をして頂きながら、その上でどの程度質の改善が必要なのかということを見視野に入れながらご議論をお願いしたい。最終的には当会議の議論、与党での議論を踏まえて平成27年度予算編成時に決めていくことになる。

(3) その他

- ・事務局より資料3「子ども・子育て支援新制度」シンボルマークについて」説明ののち質疑応答がなされた。※同シンボルマークは下記参考。

＜委員の主な意見概要＞

- 新制度になった際にどのように変わるのかということが保護者にわかるようにして頂きたい。
 - 制作コンセプト中の「新制度で充実される幼児期の学校教育・保育、子育て支援」について、乳児期から乳幼児期のすべての質を向上される議論をしてきたのでそうした点を考慮願いたい。
- (事務局説明概要) たしかに若干そうしたご指摘もあると思うのでそうした点も配慮していきたい。

次回日程については、平成26年1月29日(水) 子ども・子育て会議(第12回)、基準検討部会(第13回)の合同会議として14時~16時半の予定にさせて頂くことが説明された。

以上

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

◇ 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定について ◇

◇ 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)策定合同検討会議(第5回)(1月16日)が開催され、「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定について」報告書案について協議がなされました。今後の予定は、1月22日社会保障審議会児童部会、23日中央教育審議会教育課程部会、子ども・子育て会議への報告も経て、その後パブリックコメントが予定されています。夏頃までには解説書を取りまとめ、説明会の開催も予定されることが事務局より説明されました。

(参考)「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク



* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp